

第1回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年1月16日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	水道事業中期経営計画(案)について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、熊谷吉正、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					

議題

建設水道部

- 1、名寄市水道事業中期経営計画(案)について
 - 2、名寄市下水道事業中期経営計画(案)について
- 以上、二つの経営計画(案)について、担当課より概要説明をうける。

経済部

- 3、第4回定例会付託議案第1号
名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について
- 4、第4回定例会付託議案23号
名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について

審査の概要

○ 名寄市水道事業中期経営計画(案)について

問 水道事業計画にかかわり駐屯地の給水計画について今後どのようなようになるのか。
答 ダムの建設状況により再協議もありえる。

- ・パブリックコメント終了後、再度説明を受けることを確認。

○ 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について

問 第6条の指定管理期間について、稼動との整合性について説明を求める。
答 第6条で謳っているのは、指定管理5ヵ年の期間を規定する条文で、指摘の年度途中の指定年数起算について、第1項で補いきれていないことになる。

問 第6条に関して、新たに1項投入しないと条例として成立しないのではないのか。
委員長 次回の委員会に修正部分について文言を整理し提起したい。

問 第12条の損害賠償で、「ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない」と明記されているがどのような事例なのか。

答 故意に機械等を破損させないと人身などに危険を及ぼす場合がありえる。

問 施設の目的外使用の禁止条例の必要性について。条例では牛と馬の処理となっているが豚はどうか。施設は農村景観に合った外装となるのか。名称及び愛称の公募は考えているか。

答 一括管理をするので目的外使用はない。豚は枝肉で持ち込み処理されており、今後、食肉センターの設計に入るので専門家と協議したい。外装については現状と掛け離れたものにはならない。名称の公募はしていない、愛称については完成した時点で考えたい。

問 骨・皮等の処理について。BSE等についての扱いは。

答 新施設は、骨・皮等全部を残渣という。廃牛を中心に処理しているのでBSE等の問題はない。

○ 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について

問 経営改善計画が期待できるような行政としての考え方が伝わってこないが。

答 経営改善計画は横ばいの形となっているが、2年間力を注ぎ以降の運営にいい考え方を見つけ出したい。

問 計画では3年後に売り上げが上がることになっているが、具体的な改善策はどのようなものか。

答 当面はパック作業場を予算で整備し加工品として販売することで利益率を上げる、魚のさばき場が使用されていないので民間に賃貸し収入を得る、移動販売や市場まつり等の構想もあるようだ。

問 一年経過して何も出来なかったでは市民の血税を投入することなので行政として論拠をしっかりと持っていただきたい。

○ 次回の審査日程を2月15日(水)名寄庁舎での開催を確認し閉会。

報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之

第2回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年2月15日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	名寄市森林整備計画(案)について他
出席者	竹中憲之、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員	山口祐司、熊谷吉正				

議 題

建設水道部

- 1、風連国保診療所空地整備工事に伴う損害賠償について
 - 解体整備に伴う隣地住宅の外壁等に亀裂をもたらした為の損害賠償

経済部

- 1、名寄市森林整備計画(変更)(案)について
 - 森林法第10条の6第3項に基づく、北海道の計画変更に伴う計画内容の見直しによる変更
- 2、新名寄市農業・農村振興計画(案)について
 - 新名寄市総合計画並びに道北なよろ農協が策定する農業振興計画との整合性を図って行くことでの後期計画
- 3、名寄市観光振興計画(案)について
 - 新名寄市総合計画後期基本計画に基づいた具体的な戦略事業を示したもの
- 4、第4回定例会付託議案第1号
 - 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について
- 5、第4回定例会付託議案第28号
 - 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について

審議の概要

- 風連国保診療所空地整備工事に伴う損害賠償について
 - 問 補修後に外壁等への亀裂が入ったときの取り扱いは。
 - 答 補修後に亀裂は入らないと考えている。現状復帰のみの補償である。
- 名寄市観光振興計画(案)について
 - 問 行政と観光協会との役割は。PRは行政がするのか、観光協会がするのか。
 - 答 35頁から36項に役割が記載されている、観光協会だけでやってくださいと言うことではなく、行政も当然関わっていかねばならない、団体も関わって行かなければならない、みんなで進める。
- 畜産物処理加工施設条例の制定について
 - ・正副委員長で文言整理をした修正案を提示
 - ・理事者より加工施設料金、枝肉加工料金、冷蔵庫施設料金、焼却施設利用料金の説明を受ける。
 - 問 修正提案された文言について、4月2日以降の指定を受けた日から当該年度の3月31日までを一年間としているが、解釈の仕方によってはトラブルが生じないか。
 - 委員長 指定した側と指定された側との解釈の違いもあり得る。正副委員長で整理するが法制担当とも文言について整理をしたい。
- 公設地方卸売市場条例の一部改正について
 - 前回の課題回答
 - ・税金、原価高について
 - 答 法人市民税と道民税の均等割りの合計数値20万6千円。収益と原価の関係は二通りの取引がある、委託品と買付け品量が現在は逆転している。インターネットの普及で相場が事前に判り高い手数料は掛けられない。
 - ・経営計画で24年に3千万円、25年に4千万円という売上上積があるが、その考えと、
 1. 75%の根拠について
 - 答 23年度で1200万円の縮減をしている。大型店への販売、地場産品の道内外への拡大二次加工での付加価値を高める。率の根拠は明確に示せないが支援できる最大の率。

次回委員会2月28日を確認し閉会

報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之

第3回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年2月28日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	市営住宅管理条例一部改正(案)他
出席者	竹中憲之、山口祐司、熊谷吉正、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題					
建設水道部					
1、平成23年度建設水道部所管事業発注状況報告					
2、名寄市営住宅管理条例の一部改正(案)について					
3、家賃滞納整理等事務処理状況について(2件)					
4、平成23年度予算、市道除雪費委託料の補正について					
5、名寄市水道事業中期経営計画(案)について					
6、名寄市下水道事業中期経営計画(案)について					
経済部					
1、名寄市企業立地促進条例について					
2、風連望湖台センターハウス閉鎖にかかわる現状説明					
3、第4回定例会付託議案第1号名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について					
4、第4回定例会付託議案第28号名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について					
審査の概要					
○ 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について					
問 第2回委員会で質問の修正案にかかわる期間の解釈について					
答 基本協定で明記されているのでトラブルは起こらない。					
○ 第4回定例会付託議案第1号名寄市畜産物処理加工施設条例の制定についての審査結果					
指定管理者の指定の期間を定めた第6条では年度途中の指定にはたいおうできないため、第6条2項として「指定管理者が指定を受けた日が4月2日以降で、指定を受けた日の属する年度にかかわる加工施設の管理を行う場合においては前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までを1年間とみなす」を加える一部修正案が全委員より提出され全会一致で修正案を可決すべきものと決定。修正案を除く部分を原案通り可決すべきものと決定し結審した。					
○ 第4回定例会付託議案第28号名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正についての審査結果					
名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正につきましては全会一致で原案通り可決すべきものと決定し結審しました。					
報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之					

第4回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年3月15日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	付託議案第10号について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、熊谷吉正、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題 建設水道部 ○ 第1回定例会付託議案第10号「名寄市営住宅管理条例の一部改正」について改正の概要 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年5月2日交付されたことにより、平成24年4月1日をもって公営住宅法で規定する同居親族用件が撤廃されることから、名寄市営住宅管理条例において当該用件を規定するための条例の一部改正をするもの。今般の改正により、今後は地方自治体が現行政策を基本としながら、地域の実情に応じた施設の整備や管理基準の設定できるようにしようとするものです。 審査の概要 問 公営住宅における一般・若年単身者の応募率と同居親族を要件としない場合若年単身者の応募が増えることにより倍率が上昇するとしているが根拠は 答 一般応募倍率は3.5倍、若年単身者応募倍率は3.6倍で若年単身者の応募が増える根拠としては、若年単身者住宅は公営住宅の7%（71戸）で、入居期間が比較的長いこともあり入居応募倍率が高くなる。そのため生活困窮者の入居が狭まることから同居親族を有するものとした。 問 近郊町村では移住対策として単身者用住宅の建設を進めているが、名寄市は民間との兼ね合いもあり取り組んでいない。今後の住宅マスタープランの中で需要と供給のバランスもあるが若年単身者用住宅建設の考え方は。 答 若年単身者住宅の建設については将来的には検討していかなければならない。 問 都市部と同様に名寄市の単身者用住宅の家賃は高いとの声を聞くが、民間との家賃格差はどれくらいになっているか。 答 若年単身者住宅で、1LDK・2LDKでは、民間は3～4万円で、公営住宅では2万円以下になっている。 問 今回の改正は、恒常的と解釈すべきなのか、地域事情で見直すこともあり得るのか。 答 将来的に状況変化があれば検討して行くこともある。 審査結果 第1回定例会付託議案第10号「名寄市営住宅管理条例の一部改正」は、全会一致で原案の通り可決すべきものと決定し結審した。					
					報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之

第5回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年5月9日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	平成24年度主要建設事業の概要について
出席者	竹中憲之、山口祐司、熊谷吉正、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題					
建設水道部					
<ol style="list-style-type: none"> 1、平成24年度主要建設事業の概要について 2、平成23年度除排雪の状況について 3、風連地区地域振興審議会からの答申について 4、市営住宅滞納家賃の請求について 5、融雪期における河川の異常増水の対応について 6、平成24年度個別排水処理施設整備事業の補正（案）について 					
経済部					
<ol style="list-style-type: none"> 1、名寄市地域材利用促進方針について 2、トムテ文化の森、あり方検討委員会について 3、名寄市観光交流推進協議会の設立について 4、イメージキャラクターの選考について 5、名寄市移住促進協議会の設立について 6、（仮称）複合交通センターについて 7、平成24年度農林業施策の概要について 8、平成24年度商工業施策の概要について <p>その他、4月の降雪による農業被害について、有害鳥獣の取組状況について</p>					
審査の概要					
建設水道部					
問	公共施設の地域材利用の現状と木質バイオの利用は。				
答	今までも木質系を使える所は使っている。今後も使用出来る所は使っていきたい。木質バイオの利用については大型建設では考えていない。				
問	震災の影響で交付金の減額が心配されるが、今後の事業に影響はないか。				
答	昨年は要望どうりだったが本年は要望の80%となっている。				
問	舗装率が上がっていないが、今後の推移は、またV字舗装（中央に雨水升）の今後の考え方は。				
答	舗装については計画に沿って進めていく。V字舗装については走行性が悪い等の事もあり今後は考えていない。				
問	公営住宅の熱源について、原発問題でオール電化の見直しについて検討が必要では。				
答	熱源の価格問題もあり検討をしてゆく。				
問	有価物の処理扱いについて、透明性と統一性を図ることが必要と思うが。				
答	解体時の有価物は鉄骨だけと思うが、今後精査し検討していく。				
問	スクールゾーンの除排雪について、企業の連携も含めて安全な通学路の確保を。				
答	今年の冬は、運搬車の台数が少なく日数もかかったためできなかった。				
問	緊急排水時の対応、排水機場メンテナンス管理を地元の業者に委託できないか				
答	来年以降、地元業者がメンテナンスを出来るよう対応したい。				
経済部					
問	（仮称）複合交通センターの管理が当分の間、直営とのことだがどの程度の期間なのか。				
答	指定管理にするためには2年間は必要だ。				
問	市民会館の貸室閉鎖後の嘱託職員の処遇と、貸室の解体時期は。				
答	交通センターのオープンと関連してくることもあり確定はしていない、解体は市民会館大ホールと同時となる。				
問	鹿の焼却施設の稼働が5月22日からとのことだが、昨年假置きした物の処理の時期は。				
答	昨年假置き頭数は329頭で、現在冷蔵庫に保管している130頭を処理した後、秋頃から焼却を進めたい。				
報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之					

第6回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年6月25日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	トムテ文化の森について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、熊谷吉正、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、 議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題					
<p>経済部</p> <p>1、トムテ文化の森に係わる要望書について(下記のとおり) (トムテ文化の森=森の学舎、キャンプ場、炊事場、薬草園、森林等)</p> <p>2、その他 仮称、複合交通センター名称募集の周知について ・「7月広報で名称を募集する予定」と市(高橋経済部長)から報告があった。</p>					
説明					
<p>1. トムテ文化の森について</p> <p>◎ 道の支援策提示(案) ①施設等の無償譲渡 ②撤去費相当額を上限として改修費等を助成 ③運営費の支援はなし ④交付金は移管時に一括交付</p> <p>◎ 名寄市の要望 ①管理、運営費の支援を指定管理期間2期8年間に ②事務機器等耐用年数到来の備品は全て更新すること ③解体撤去費相当は一括交付に ④ソフト事業の積極的な支援と提案 ⑤トムテ文化の森に係わる全ての財産を無償譲渡 ⑥移管事務を進めるにあたり、新たに生じる課題等に関しては誠実な協議を求める。</p>					
審議の概要					
<p>1、トムテ文化の森について</p> <p>問 施設別の維持管理費用は</p> <p>答 指定管理費は、平成24.25年で1520万円となっているが、施設別の維持費用は一体管理のため判らない。</p> <p>問 施設改修とは何処なのか、また、森の学舎のDVD等が使用できる状況にないが</p> <p>答 施設改修箇所は、森の学舎の屋根及び外壁が中心。DVDは本年度更新となる見込み。</p> <p>問 利用度にもよるが費用対効果はどのように押さえているのか。</p> <p>答 管理は健康の森と一体的に管理することによって費用の節減を図ることを考えているが一定期間、利用度の問題も含めて検証は必要と考える。</p>					
報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之					

第7回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年7月13日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	地域主権改革一括法条例改正について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、熊谷吉正、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題					
建設水道部					
<ol style="list-style-type: none"> 1、地域主権一括法に伴う条例改正等について (地域主権改革一括法改正に伴う名寄市条例の改正) 2、名寄市建設工事等に伴う廃棄物処分に関するガイドライン制定について (公共施設の解体・修繕工事等に発生する有価物の取り扱いについて) 3、名寄市都市公園条例の一部改正について (名寄市私立総合病院の精神科病棟の改築に伴う代替え駐車場の為の条例改正) 4、建設機械(除雪ドーザ)の更新について (除雪ドーザの老朽化に伴う機械の更新) 5、市営住宅明け渡し等請求及び滞納家賃の請求経過について (公営住宅の家賃滞納に伴う訴訟及び強制執行の経過について) 					
経済部					
<ol style="list-style-type: none"> 1、(仮称)複合交通センターについて <ul style="list-style-type: none"> ・工事の進捗状況の報告及び名称の募集 ・西條「Qマート」等の状況報告 ・賃貸マンションは満室とのこと 2、観光キャラクターの確定と経過について 3、なまらうまいしょフェスティバル出店参加について 					
審議の概要					
<ol style="list-style-type: none"> 1、地域主権改革一括法に伴う条例改正等について <p>問 例えば3月議会にずれ込んだ審議条例の場合、平成25年4月からの運営に支障は出ないのか、又市民負担は出ないのか</p> <p>答 権利義務・負担にかかわらないため市民生活に支障はでないと考えてる</p> 2、名寄市建設工事等に伴う廃棄物の処分に関するガイドラインの制定について <p>問 有価物の処理は補助金対象が主と思うが現在廃棄物法・リサイクル法があるが、今日まで相殺がされてきていたのではないか</p> <p>答 有価物の処理については大型機械を使い、一時集積をすることで経費もかかるる基本的に国土交通省の中で経費をかけても残存価値が認められる場合、有価物として処理する</p> 3、名寄市都市公園条例の一部改正について <p>問 町内会との協議と遊具、駐車場間の安全性は</p> <p>答 安全性の問題はしかりと町内会の方と協議をしていく、遊具と駐車場間の安全性については、フェンスを張ることで対処したい、又、駐車場は現状では使用できないため砂利当で対処し、冬季の事も考慮し整備したい</p> 					
<p>その他(委員から)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、名寄の水について <p>問 昨年スタートさせたボトルウォーター「なよろの水」の現状と今後の考え方について</p> <p>答 水道水の利用促進を図ることはもとより、ラベルでの観光PRを目的に推進した、利用は施設見学者、イベント、各種大会、会議での活用、一般への販売もおこない全体的には一定のPRが出来たと思っている</p> 2、名寄市立総合病院の冷房設備工事について <p>問 第1回定例会で予算は確定し、夏の暑い時期までに間に合う予定が、なぜ工事が遅れたのか</p> <p>答 病院としては備品購入として考えていたが、5月に通常の工事発注に変更したため、8月末には完了した箇所から使用できると考えている</p> 					
報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之					

第8回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年8月22日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	水道事業中期経営計画最終報告について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、熊谷吉正、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題					
建設水道部					
<ol style="list-style-type: none"> 1、名寄市水道事業中期経営計画の最終報告について 2、名寄市下水道事業中期経営計画の最終報告について 3、平成23年度水道事業会計の資本剰余金の処分（案）について 4、下水道施設で発生した事故の専決処分について 5、名寄市一般会計補正予算（案）について 6、名寄市下水道事業特別会計補正予算（案）について 7、名寄市個別排水処理施設整備事業会計補正予算（案）について 8、名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（案）について 9、名寄市水道事業会計補正予算（案）について 					
経済部					
<ol style="list-style-type: none"> 1、（仮称）複合交通センター条例の制定について 2、名寄市一般会計補正予算（案）について <p>※ 午前は協議、午後は主要農産物作況 智恵文地区の馬鈴薯、ビート 風連地区の大豆、南瓜 農業振興センターのもち米比較試験田、及び有害鳥獣焼却処理施設 豊栄川3号雨水管渠新設工事、北斗団地・新北斗団地公営住宅建設工事視察</p>					
審議の概要					
建設水道部					
水道事業関係					
問 ボトルウォーター「なよろの水」は今後どのように活用していくのか。					
答 一昨年職員の提案で3万本作成し、予想以上にPRに使用出来た、現在、庁内協議をしているが、再度進める方向だ。					
問 水源確保の問題で風連日進地区での、道条例にかかわる報道がされていたがどのようなことか。					
答 水資源の乱開発防止の視点で道条例で網をかける。					
下水道施設で発生した事故について（マンホール）					
問 経年劣化等による調査・対応はどのようにされているか。					
答 毎年修理及び取替えは進めている、平成22年7基、平成23年8基、平成24年既に8基を取替え又は修繕している。					
経済部					
（仮称）複合交通センター条例の制定について					
問 商工会議所の入居が確定で建設が進んでおり、H25年4月にオープンすることが決まっているが、使用料についてまだ決まっていないのはなぜか。又、減免について、条例の中に定める必要があるとおもうが。					
答 減免については規則の中で定めたい。入居団体の使用料については、基本的に設置条例なので、他市町村の条例を見ても謳っている所が少ない。条例で団体名・使用内容を謳ってしまうと団体の増減でその度に条例改正が必要となる。規則で謳った方が柔軟に対応しやすい。					
一般会計補正予算（案）について					
問 （仮称）複合交通センター関連備品整備の補正額が明らかになっていないが。					
答 リストは出ているが一部精査が必要なため、額についてはまだ提示出来ない。					
その他 ヒグマ出没の報告と対策について。					
					報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之

第9回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年8月30日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	熊の出没状況について 他
出席者	竹中憲之、山口祐司、熊谷吉正、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、 議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題 経済部 1、熊の出没状況について 2、（仮称）複合交通センターについて 名称 駅前交流プラザ「よろーな」 3、名寄市一般会計補正予算（案）について					
協議事項 1、熊の出没状況について 問 被害が日に日に増加しているが、今後の対策は 答 警察、猟友会、J A，自治会の協力を得て人命尊重でパトロールをしている 射殺は法令上難しい。 問 地元住民はもとより、入山者へ看板等での注意喚起が必要ではないか 答 看板に日時等の明記について検討したい。 2、（仮称）複合交通センター条例の制定について 問 「よろーな」の中に入居する4団体が条例の中に明記されていないが、 基本的な考え方は。 答 行政財産には、住民の一般的な共同利用に寄与する公共用財産と、地方 自治体が事務事業を執行するためにもうけた公用財産の二つに大別される。 「よろーな」については公共用財産と公用財産、それぞれの機能を持った 建物であり、公共用財産の部分は市民が利用する公の施設ですから条例化し 4団体が入る事務所については、行政に係わる事務事業を分担して頂いてい るという観点から条例から省いた。					
					報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之

第10回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年10月12日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	「よろ一な」条例制定 について
出席者	竹中憲之、山口祐司、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、 議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題					
1、平成24年第3回定例会付託議案、駅前交流プラザ「よろ一な」条例の制定について					
《審査・審議内容》					
問	規則は審査対象外であるが、条例と関連があるので条文を明らかかにできないか。				
答	条文を精査中のため法制と調整し、次回に提示したい。				
問	指定管理及び運営委員会の設置となっているが、運営に掛かる経費・管理等はどのように市民・議会に報告するのか、また経費の算出方法は。				
答	直轄管理は一般会計で、指定管理は経営収支が報告される、経費の算出方法はコンサルから提出されたものを基本としている。				
問	各条文の指定管理と謳われているが、法的根拠と整合性は。				
答	法制と相談し次回に回答したい。				
問	冷暖房期間中で未使用時の利用料は				
答	未使用でも機械は作動しているため納入は求める。				
問	備考で営利と謳われているが、営利の解釈について。入居団体の利用料の扱いは。				
答	営利生業を基本とする。入居団体の利用料は5割の減免。				
問	第10条3項にだけ「よろ一な」と謳われているが意味は。				
答	持ち帰り検討したい。				
問	管理人体制はどのようになるのか、また、市民会館と同時イベントの対応は。				
答	「よろ一な」4名、市民会館3名体制とし、常駐は2名と考えている。同時イベントとなっても対応は可能と判断している。				
問	入居予定の4団体の協定書・要綱は整備されているのか。				
答	入居基準は要綱で、入居にかかわる契約書は締結する。				
問	使用料の積算基準は。				
答	市民会館の使用料（条例）を引き継いだ。				
報告者					経済建設常任委員長 竹中憲之

第11回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年10月26日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	「よろ一な」条例制定 について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、 議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題					
《工事視察》 平成24年度主要建設工事について ① 食肉センター施設改修工事 ② (仮称) 複合交通センター整備事業					
建設水道部報告 1、地域主権改革一括法に関する条例制定について ・ 条例制定の考え方 ・ 制定(改正)する条例の概要 ・ 今後のスケジュール					
経済部 《前回の持ち帰り事項回答》 1、指定管理で、市長が指定するものとなっているが、2年間は行政が管理する事になっている、条文での読み替えと行政としての見解は。 答 指定管理に関する条例には問題はない。当分の間市長が管理することで、一定期間データ収集し算出基準を出したい。 2、使用料の減免を規則で定める事は問題が生じないのか。 答 条例で減免を謳っているのが法的には規則にゆだねても問題は無い。 3、 備え付け物件の利用料について 答 備品類を条例で一つ一つ定めるより規則で詳細を定める事に支障はない。					
《審査内容》 問 目的にかなわない団体が入っても良いのか 答 第1条の中で包括されている。 問 目的として、より多くの市民が利用しやすい施設でなければならないと思うが。 答 賑わいづくり創出のため利用を求めて行きたい。 問 第14条の不還付について、利用取り消しが行われた時に利用料還付はあるのか。 答 原則は還付する。 問 運営委員会のあり方が市民会館と「よろ一な」では差異があるが。 答 賑わい創出のための運営委員会設置を考えている。					
《次回持ち帰り事項》 1、立ち入り制限について他市町村の施設の条例を調査し行政としての見解を求める 2、運営委員会の運営と設置のあり方についての考え方について。					
					報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之

第12回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年11月8日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	「よろーな」条例制定 について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、 議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議 題					
<p>建設水道部報告</p> <p>1、名寄市水道事業給水条例の一部改正について</p> <p>2、名寄市下水道条例の一部改正について</p> <p>3、サンルダム建設事業の検証経過について</p>					
<p>経済部</p> <p>《前回の持ち帰り事項回答》</p> <p>1、立ち入り規制について</p> <p>答 法令の244条1項及び2項で公の施設の設置及び管理について、条例で定めなければならないと謳われている。施設の利用をすることに正当な理由がない限り拒んではならない。第10.11条で謳っているのは、社会通念上の範囲をこえないこと。愛玩動物を収納ケースで、又は抱いての入場は許容範囲に入ると判断し安全安心な利用を担保することとしている。</p> <p>他機関、施設の動物等の立ち入りについては、JR、名士バスでは、盲導犬、介護犬及びカゴに入っているものは乗車可能、道北、中央バスについては利用可能。カゴに入っているものは規制（制限）している。</p> <p>2、市長への賠償問題について</p> <p>答 公の施設で設置者の名寄市長に賠償するもので、市長個人に賠償するものではない。名寄市の他施設の条例でも市長にと謳っている。</p> <p>《審査討議》</p> <p>問 第19条で謳われていないものは、規則で謳っていくと解釈して良いのか。</p> <p>答 基本部分は条例で謳うが、細部については規則で謳わせてもらう。</p> <p>① 問 第1条の商工業の発展と謳われているが、賑わいを創出するためには幅広く活用して頂く為にも商工業と固定せず「地域経済」と文言の整理をした方がよいのではないかと。但し、交付金申請にあたっての条例に抵触しないかどうか。</p> <p>② 問 第4条に関して、第18条にある「市長が指定するものに行わせることができる」と謳われていることについて、第4条を「ものとする。」にした方が良いのでは。2年間直営で管理するのであれば、提案条例では読み取れない。「市長が指定するものに行わせるものとする」に文言修正をしたら首長の担当事務の範囲を逸脱することも考えられるが考えかたは。</p> <p>①と②の件について、次回説明員を要求し答弁を求めることに決定。</p>					
				報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之	

第13回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年11月22日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	「よろ一な」条例制定 について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、 議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議 題					
建設水道部報告					
1、地域主権改革一括法に関する条例制定等について					
2、手数料条例の改正について					
3、道路の廃止及び認定について					
4、平成24年度道路除排雪実施計画について					
5、市道維持管理に伴う損害賠償について					
6、第4回定例議会補正予算（案）について					
経済部報告					
1、第4回定例議会補正予算（案）について					
審査概要					
平成24年第3回定例会付託議案、駅前交流プラザ「よろ一な」条例制定について					
・ 前回持ち帰り事項回答					
① 第1条の商工業の発展と謳われているが、特例債申請にあたって条例に抵触しないのか					
答 社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画により、建設、都市機能強化、市街地整備と活力のあるまちづくりとしており、中心市街地のにぎわいづくりが交付金の趣旨や再整備計画の大目標にてらしても「商工業の発展」と謳っている方が整合性がとれていると考える					
② 第4条で、2年間直営で管理するのであれば、提案条例では読み取れないが「市長が指定するものに行わせるものとする」に文言修正をしたら首長の担当事務の範囲を逸脱する恐れも考えられるが行政の考え方は					
答 適正な指定管理をするため当分の間、直営で管理し基礎データを取る、「行わせるもの」と謳った場合、指定管理が大原則で、「できる」と謳った場合は設置者の都合により指定管理を行わない場合もある。条文で読み替えをしているので条文での不都合はないと考える					
委員間議論					
第1条の「商工業の発展」と謳っている文言は修正すべき。					
第4条の「市長が指定するものに行わせることができる」と謳われている「市長が指定するものに行わせるものとする」と文言整理をした場合、あるいは原文のままであれば第5条以降の指定管理の主語と第18条の削除の問題が出てくる。					
・ 文言整理も含めて正副委員長預かりとなった。					
報告者					経済建設常任委員長 竹中憲之

第14回経済建設常任委員会 概要報告

年月日	平成24年12月7日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	「よろーな」条例制定 について他
出席者	竹中憲之、山口祐司、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美、 議長 黒井徹、副議長 佐藤勝				
欠席委員					
議題 建設水道部報告 1、地域主権改革一括法に関するパブリックコメント実施の結果報告 経済部報告 1、「名寄の水」の継続について（平成25年度に予算措置する） 審査概要 平成24年第3回定例会付託議案、駅前交流プラザ「よろーな」条例制定について ・ 久保副市長が出席し、不明確であった直営期間について、「直営による施設管理については、高熱水費等、維持管理費などの検証を経て、オープンから2年を目途とし、特別な事情が生じない限り3年目以降から指定管理に付していく考え」と答弁を修正する発言があった。 委員間議論 ・ 直営期間が明確になったことから条文の修正は必要なし、とする意見が全委員よりだされる。 ・ 質疑において再三再四持ち帰り協議答弁があったこと、又2回の答弁修正が行われたことに対し、委員と説明員の信頼関係を保つ意味で是正を求める発言。 ・ 直営の2年間は市長の陣頭指揮で賑わい創出を図ること、利用しやすい施設であることをしっかり市民周知するよう求める発言。 審査結果 ・ 目的及び設置の第1条中「商工業の発展」とあるのを「地域経済の発展」に改める一部修正案が全委員より提出され、全会一致で可決すべきものと決し、修正部分を除く部分を原案通り可決すべきものと決定いたしました。					
報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之					